

諮詢書

佐市道管第711号
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行
(道路管理課)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 質問理由

市営駐輪場において年間10台程度は自転車の盗難被害届が警察に出されている。
また、平成20年度に西駐輪場の職員詰所が荒らされている。
そこで、自転車の盗難防止及び抑止のため監視カメラを設置する。

3. 所管課

道路管理課

4. 管理者

指定管理者

5. 設置時期

不明（駐輪場は平成5年4月1日利用開始）

6. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

西駐輪場 18台 (1F 12台、2F 6台)

北駐輪場 4台

東駐輪場 6台

(2) モニター及び記録装置

- ・モニターは各駐輪場受付に1台設置する。
- ・記録装置は、ハードディスクを使用し、各駐輪場受付に設置する。

(3) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、1日24時間連続して画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、1週間保存する。
- ・撮影後1週間を経過した記録データは順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(4) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

7. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市営自転車駐車場監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り行う。

8. 記録データの外部提供

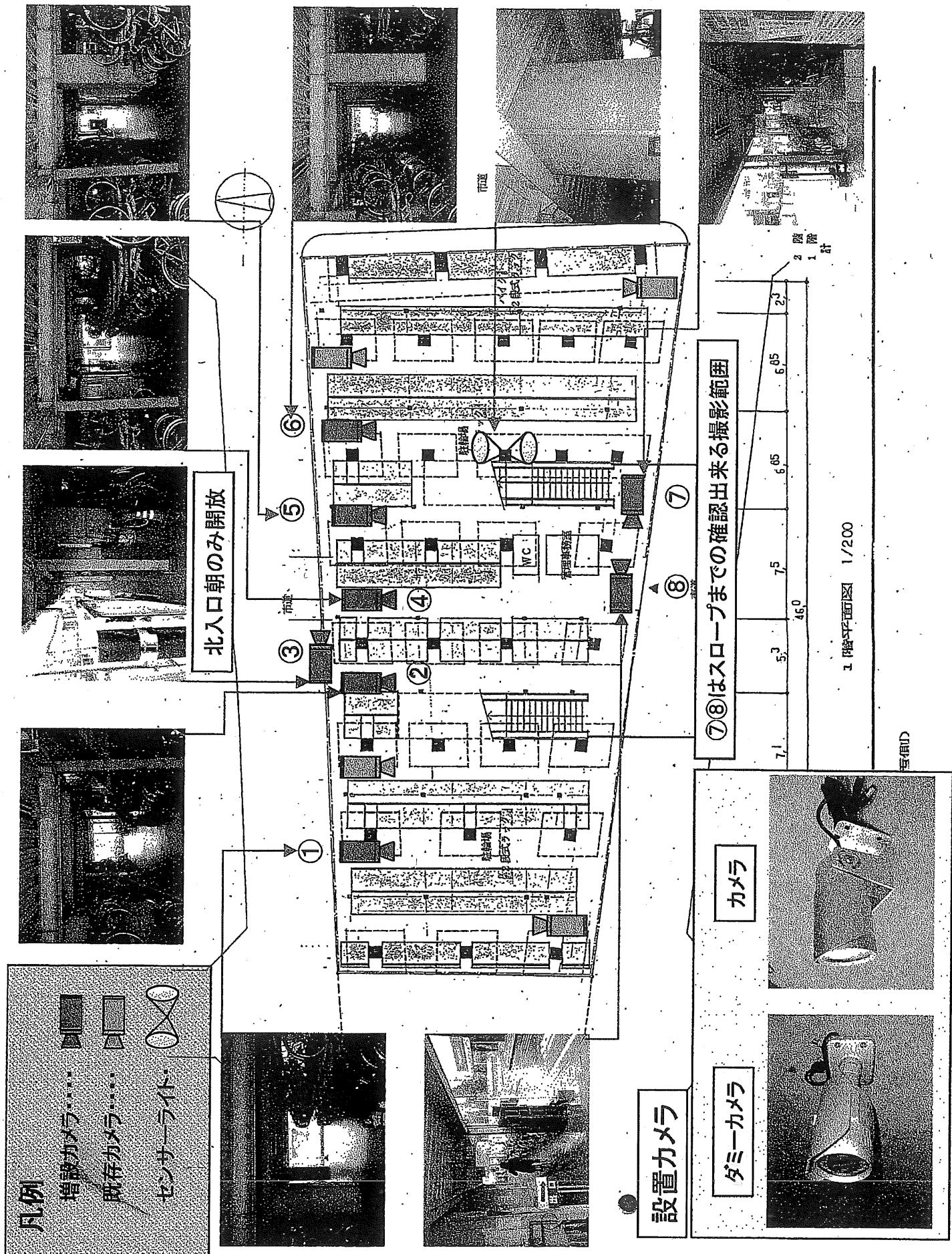
記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び佐賀市営自転車駐車場の指定管理者の指定に関する基本協定書の別記「個人情報取扱特記事項」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

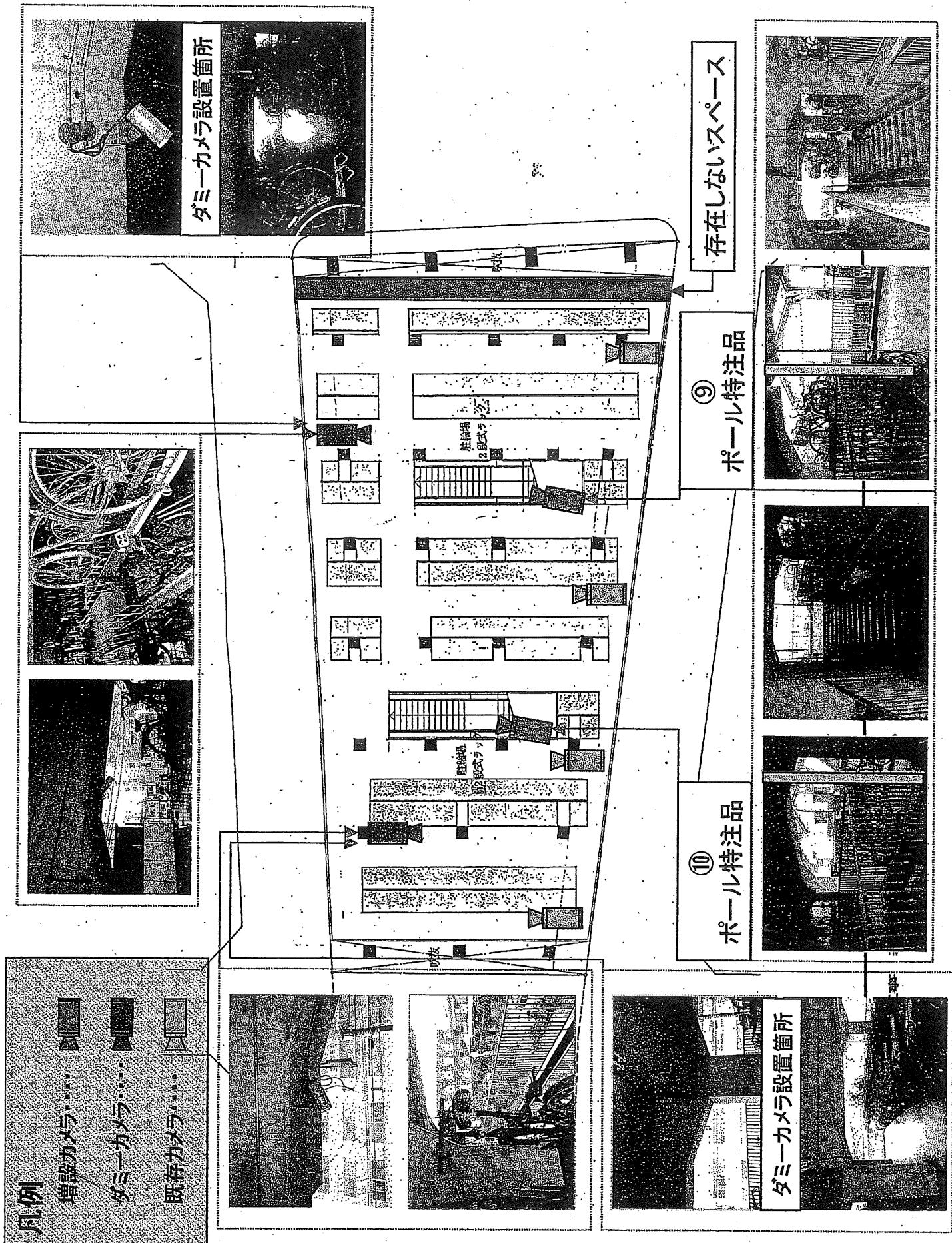
なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提出先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀駅西自転車駐車場

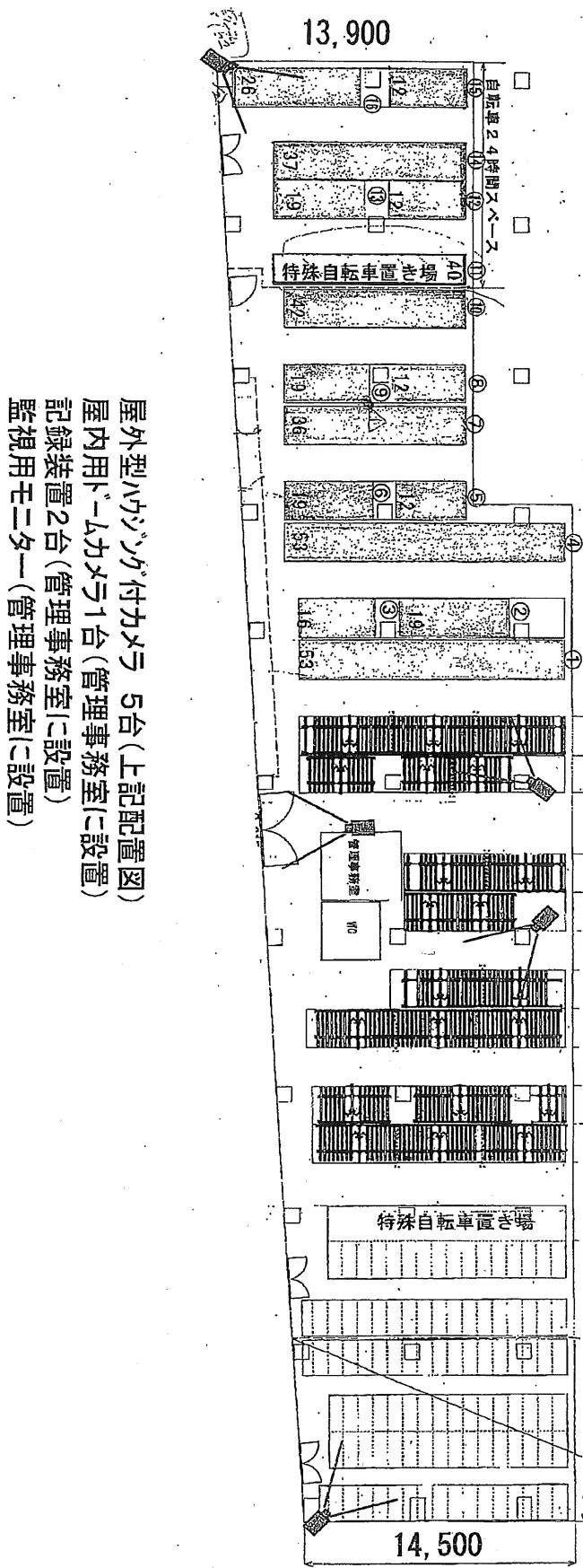


27



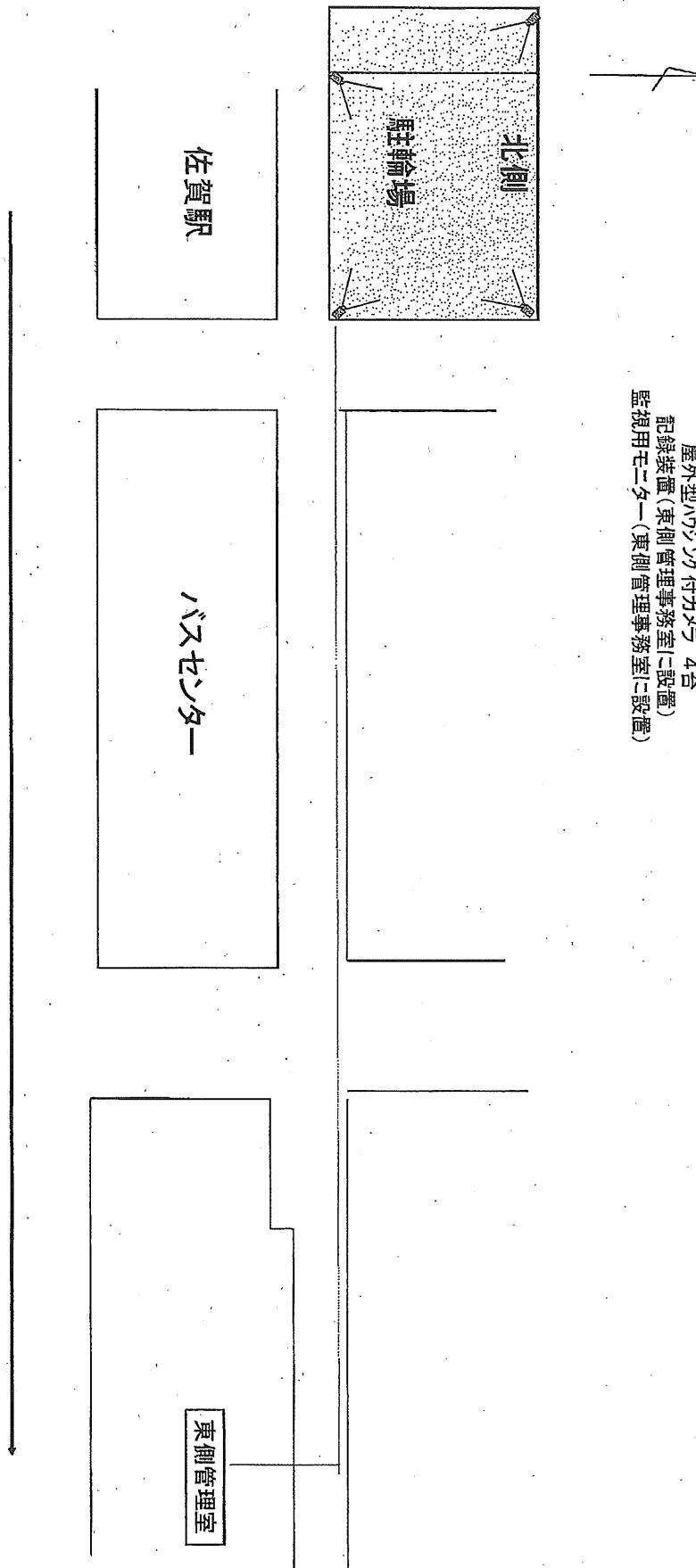
佐賀駅東自転車置場防犯カメラ配置図

佐賀駅東自転車駐車場



佐賀駅北自転車駐車場

佐賀駅北側馬主輪場【防犯カメラ配置図】



屋外型ハウジング付カメラ 4台

記録装置(東側管理事務室に設置)

監視用モニター(東側管理事務室に設置)

監視カメラ運用に関する協定書

佐賀市道路管理課（以下「甲」という。）と佐賀市障害者就労支援協議会（以下「乙」という。）は乙が指定管理者として管理運営する佐賀市営自転車駐車場に設置している監視カメラの運用について、下記のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、佐賀市営自転車駐車場に設置している監視カメラの運用を適性かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は平成24年1月1日から平成26年3月31日（指定管理満了期間）とする。

（監視カメラの管理者及び監視カメラ取扱者）

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、乙の代表責任者とし、取扱者は、乙の職員の中から、管理者が指名する。
- 3 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 4 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

（記録データの取り扱い）

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影するものとし、撮影したデータは、保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に1週間記録する。

- 2 前項のハードディスクは、佐賀駅東自転車置場及び佐賀駅西自転車置場の各管理事務室に設置し、閉場時には事務室を施錠するとともに、機械による警備を行う。
- 3 撮影後1週間経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- 4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

（記録データの提供等の制限）

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

- 2 外部機関等から記録データの提供について依頼があったときは、管理者は速やかに甲へ報告し、甲乙協議の上、提供の可否を決定するものとする。

(協議)

第6条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

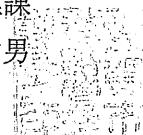
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年10月23日

甲 佐賀市栄町1番1号

佐賀市道路管理課

課長 藤瀬 和男



乙 佐賀市天神1丁目2番55号

特定非営利活動法人佐賀市障害者就労支援協議会

会長 本告 ミヨ子



佐賀市営自転車駐車場監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市営自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を利用する者の安全を確保することを目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、駐車場内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、駐車場の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の代表責任者とし、別に運用に関する協定を締結する。

3 取扱者は、指定管理者の職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影するものとし、撮影したデータは、保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に1週間記録する。

2 前項のハードディスクは、佐賀駅東自転車置場及び佐賀駅西自転車置場の各管理事務室に設置し、閉場時には事務室を施錠するとともに、機械による警備を行う。

3 撮影後1週間経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。

4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年11月1日から実施する。